

動物の飼養又は収容の許可を受けなければならない指定区域

大字武丸字長浦
大字赤間
大字石丸字本村、字熊ノ越、字ゲスガ浦、字宮ノ下、字宮ノ前、字前田、字谷及び字小田浦
栄町
大字土穴
大字三郎丸字多々羅、字川端、字立岸、字原崎、字二ノ構口、字畑田、字黒町、字牟田多、字猪ノ久保、字今井城、字前田、字浦ノ谷、字小浦、字グミケ坂、字大田原、字高尾及び字桜河内
大字陵巖寺字馬場、字沼尻、字舟平、字町裏、字田町、字落田、字川迎、字尾形口、字草場、字本町裏、字寺田、字海老塚、字稗田、字穴ノ浦、字茶屋辻、字頼元、字石松浦、字本町口、字當ノ木、字弓手、字前田、字松崎、字西田、字川端、字西畑、字辻畑、字上ノ原、字馬場笠、字堂ノ上及び字大膳畑
緑町
桜一丁目及び二丁目
大谷
泉ヶ丘一丁目及び二丁目
広陵台一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目
桜美台
大字自由ヶ丘
大字自由ヶ丘一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、十丁目及び十一丁目
大字自由ヶ丘西町
大字葉山一丁目及び二丁目
自由ヶ丘南一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目
青葉台一丁目及び二丁目
ひかりヶ丘一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目及び七丁目
城西ヶ丘一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目及び六丁目
天平台
樟陽台一丁目及び二丁目
朝野
大字東郷
大字田熊(字滝、字滝の前、字砂入、字久保田、字八反田、字当木及び字小森を除く。)
大字大井台
和歌美台
日の里一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目及び九丁目
大字鐘崎
大字神湊